

[要点]

- (1) 農民には、土地をもつ本^{ほん}百^{ひゃく}姓^{しょう}と、土地を持たない水^{みず}呑^{のみ}百^{ひゃく}姓^{しょう}があり、本百姓は庄屋(名主)・組頭・百姓代などの村役人になった。
- (2) 年貢^{ねんぐ}納入や犯罪防止などについて共同の責任を負わせる五人組^{ごにんぐみ}の制度をつくった。
- (3) さらに1649年に慶安^{けいあん}の御触書^{おふれがき}を出して、農民の日常生活を細かく統制した。

[A問題：要点確認]

- (1) 農民には、土地をもつ本^{ほん}百^{ひゃく}姓^{しょう}と、土地を持たない()百姓があり、本百姓は庄屋(名主)・組頭^{くみがしら}・百姓代^{ひゃくしょうだい}などの()になった。
- (2) 農民には、土地をもつ()百姓と、土地を持たない水^{みず}呑^{のみ}百^{ひゃく}姓^{しょう}があり、()百姓は庄屋^{しょうや}(名主)・組頭^{くみがしら}・百姓代^{ひゃくしょうだい}などの村役人になった。
- (3) 年貢^{ねんぐ}納入や犯罪防止などについて共同の責任を負わせる()の制度をつくった。
- (4) ()や()などについて共同の責任を負わせる五人組^{ごにんぐみ}の制度をつくった。
- (5) さらに1649年に()を出して、農民の日常生活を細かく統制した。

[B問題]

- (1) 農民のうちで検地帳^{けんちちょう}に名前があるものを何というか。
- (2) 村役人として村を治めた人を何というか。
- (3) 「朝起きをいたし、朝草をかり、昼は田畑耕作にかり、晩には縄をない、たはらをあみ、なににてもそれぞれの仕事、油断なくつかまつるべきこと。」は、何という法令か。
- (4) 年貢^{ねんぐ}納入や犯罪防止などについて共同の責任を負わせた制度を何というか。

[解答] (1)本^{ほん}百^{ひゃく}姓^{しょう} (2)庄屋^{しょうや}(名主) (3)慶安^{けいあん}の御触書^{おふれがき} (4)五人組^{ごにんぐみ}

[C問題]

- (1) 農民に課せられた年貢^{ねんぐ}の割合はいくらか。
- (2) 農民のうちで土地をもたない者を何といったか。
- (3) 慶安^{けいあん}の御触書^{おふれがき}が出されたのは何年か。
- (4) 慶安^{けいあん}の御触書^{おふれがき}を出したねらいは何か。「年貢^{ねんぐ}」という語を使って書け。
- (5) 幕府が、五人組^{ごにんぐみ}の制度を作った目的は何か。

[解答] (1)五公五民、または六公四民 (2)水呑^{みずのみ}百^{ひゃく}姓^{しょう} (3)1649年 (4)農民に対して、勤労・儉約などを求め、年貢を確保できるようにするため。 (5)年貢納入や犯罪防止について農民に共同責任を負わせるため。